

令和8年度沖縄県立向陽高等学校 部活動基本方針

～成長期の生徒を守り、教員の働き方の改善に向けて～

本方針は、「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」(平成30年3月 スポーツ庁)、「文化部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」(平成30年12月 文化庁)、「部活動等の在り方に関する方針(改訂版)」(令和3年12月 沖縄県教育委員会)に基づき定めるものである。

1. 適切な部活動運営のための方針策定

- (1) 校長は、毎年度、部活動に係る活動方針を策定する。
- (2) 部顧問は、年間活動計画(活動日、休養日及び参加予定大会日程等)を作成し、校長に提出するとともに、生徒や保護者へ周知する。
- (3) 部顧問は、毎月の活動計画(活動日時における練習メニュー、場所、安全な活動留意点、休養日及び大会参加日程)及び活動実績を生徒や保護者へ周知する。
- (4) 校長は、本活動方針及び活動計画等を学校のホームページへの掲載等により公表する。
- (5) 校長は、生徒や教師の数、部活動指導員等の外部指導者の配置状況を踏まえ、指導内容の充実、生徒の安全確保、教師の長時間勤務の解消等の観点から円滑に部活動を実施できるように、適正な数の部を設置する。

2. 適切な休養日等の設定

部活動における休養日及び活動時間については、成長期にある生徒が、教育課程内の活動、学校外の活動、食事、休養及び睡眠等のバランスのとれた生活を送ることができるよう、以下を基準とする。

- (1) 学期中は、平日は少なくとも1日、土曜日及び日曜日(週末)は少なくとも1日以上を休養日とする。ただし、週末に大会参加等で活動した場合は、休養日を他の日に振り替える。
- (2) 長期休業中の休養日の設定は、学期中に準じた扱いを行なうが、生徒が十分な休養をとることができるとともに、部活動以外にも多様な活動を体験することができるよう、ある程度長期の休養期間(オフシーズン)を設ける。
- (3) 定期考査の7日前から終了前日までの期間は、原則として部活動を禁止する。
- (4) 1日の活動時間は、長くとも平日で2時間程度、週末や休業日は3時間程度とし、できるだけ短時間に、合理的かつ効率的・効果的な活動の工夫を行なう。

3. その他

部活動の運用に関する規定については、別に定める。